

財務部

県内初の監査法人認可される

県内初の監査法人として「くもじ監査法人( 代表社員・翁長良禎、田港博和 )」が、5月17日付で大蔵大臣から設立認可がなされ、5月22日に江口財務部長から認可書の交付が行われました。

監査法人は、公認会計士法における特別法人であり、公認会計士という個人に与えられた資格に基づく監査証明業務をその法人自体の業務として行う協同組織体です。

同制度は、昭和39年に発生した大規模な企業倒産を背景として、公認会計士監査の充実が要請され、企業の経営規模の拡大及び経営の多角化に対応する組織的な監査を推進するため、41年6月の公認会計士法の一部改正により制定されました。

今回の監査法人の設立は県内では初めてであり、九州・沖縄で4番目、全国で145番目の設立となります。組織的に会計監査を行うことにより、監査の質を高めるほか、監査の審査面での向上、監査を通じ若い公認会計士等の人才培养を図るなど、県内の経済発展のために側面から寄与できるものと期待されています。



総務部

第6回沖縄振興開発審議会総合部会専門委員会の開催



去る6月9日、那覇市内のホテルにおいて、第6回沖縄振興開発審議会総合部会専門委員会が開催されました。

同専門委員会( 清成忠男法政大学総長を座長に県内外の有識者17名で構成 )は、沖縄振興開発審議会総合部会の下に設置され、平成9年3月に沖縄振興開発審議会でとりまとめられた「 第3次沖縄振興開発計画後期展望 」を踏まえ、これまで沖縄振興開発計画に基づき実施された諸施策等の現状と課題について調査審議を行っています。

昨年10月の第1回専門委員会以降これまで6回の専門委員会が開催され、人口、雇用、所得、経済構造、産業振興、人材育成、生活環境等の現状と課題について調査審議が行われています。

今回開催されました第6回専門委員会においては、産業振興についての調査審議と同委員会の調査審議の中間報告のとりまとめについてのフリーディスカッション等が行われました。

今後の予定としましては、9月に開催予定の第7回専門委員会で中間報告案の調査審議を行い、第8回専門委員会で中間報告をとりまとめ、総合部会に報告するとともに、同中間報告を踏まえ、今後の沖縄振興開発の在り方等について、更に掘り下げていくこととしています。



# TOPICS

## 通商産業部

### 「21世紀経済産業政策の課題と展望」 ～競争力ある多参画社会の形成に向けて～講演会

通商産業部では、去る5月26日に那覇商工会議所と共に講演会を那覇商工会議所ホールで開催しました。講演に当たり、川俣洋史通商産業省大臣官房総務課企画室企画主任補佐を講師として招きました。

「21世紀経済産業政策の課題と展望」は、通商産業大臣の諮問機関である産業構造審議会が今年3月に答申したものです。通商産業省では、これまで10年ごとに通産政策ビジョンを公表してきましたが、省庁再編や新世紀の節目、25年後に少子高齢化がピークを迎えるということもあり、今後四半世紀を念頭に置いたビジョンとして作成したものです。

川俣氏は、ビジョン作成の背景として、市場の世界的な一体化の進展や環境問題、エネルギー問題等の地球規模での諸課題の顕在化、世界に先駆ける我が国人口の高齢化、情報技術やバイオ技術等の大幅な革新による経済社会の変容といった時代環境の変化があり、今後は、これらの変化が生む諸課題に適切に対応することが必要であると説明しました。

また、将来発展する産業群として、ハードとソフトが統合された第三の商品群と呼ばれる情報家電等のサードウェア産業、技術革新に伴い海洋や宇宙等で活躍するフロンティア産業、介護や家事代行サービス等の高齢者のニーズに応える高齢社会産業、リサイクルや環境保全等を行う環境産業、ゲーム等のコンテンツやファッショニの感性産業等が台頭していくとしています。

一方で、従来のシステムである高成長を前提とした経済依存システムやエネルギー等の大量消費、各組織が内部に情報や人材、各種資源を抱え込みリスク対応を独自に行って自己完結型システムでは、今後の不透明で不確実な時代や経済のフロントランナー化によるモデルなき時代への対応が不充分であり、種々の機会や情報等のオープン化、リスクやコストの分担・最小化等を図っていくことが必要であり、そのために高年者の知識・経験等を活用するための社会参画機会の創出、環境調和型社会への移行、NPO等のボランタリーグループの役割の増大へといった新しい「日本システム」の形成が求められているとしています。

そのため、今後の経済産業政策の基本的方向としては、経済システムの競争力の強化、多参画社会の形成といった二つの基本座標軸を基に、新たな経済の好循環を形成していくことが必要だとあります。終了後会場からは、外国人労働者の取扱や産業人材育成に関する質問もありました。



## 農林水産部

### 「食料・農業・農村基本計画」に関する意見交換会の開催



去る6月1日及び2日の両日にわたり、「食料・農業・農村基本計画」に関する沖縄県内での意見交換会が開催されました。基本計画は「食料・農業・農村基本法」(いわゆる新基本法)に基づき本年3月に策定されたもので、21世紀における食料、農業及び農村に関する施策の基本的な指針となるものです。

意見交換会は、基本計画に係る今後の国及び地方公共団体の取組方針、具体的な施策の展開方向等について、意欲ある農業者等への浸透を図るとともに、農業生産の現場の意見を聴取し、今後の農政の推進に反映することを目的に開催されました。

農林水産省からは中澤地方課長、辻企画官が出席して、初日は本島南部の農業者や農業者団体等を対象に、また、2日目は本島の各市町村、消費者及び関係団体等を対象に基本計画の内容説明があり、これを受けて意見交換が行われました。

中澤地方課長からは、「新基本法の理念である国と地方との対等な関係という思想の下、単なる陳情ではなく具体的な提案を聞かせてほしい。」とのあいさつがありました。一方、参加者からは、農作物の輸送コスト低減対策、花きの価格安定基金の早期創設、集落排水対策、南部地下ダムの維持コスト低減対策等、多様な意見が出されるなど活発な議論が交わされました。

### 開発建設部

#### 羽地ダム湖水橋竣工

治水・利水の両目的を備えた多目的ダムとして名護市の羽地大川に建設中の羽地ダムにおいて、貯水池を横断する湖水橋が完成し、去る4月28日、現地において名護市長を始め地元関係者等出席の下竣工式が盛大に執り行われました。

本橋は、羽地ダム建設により水没する名護市道の付け替え改良工事の一部として平成9年6月に着工された橋長200mのエクストラドーズドPC橋であり、全国でも約10件の施工例しかなく、九州・沖縄では初めての橋梁タイプとなります。

橋名は、本橋建設地の地名を取り入れた「またきな大橋」と命名され、斜材ケーブルには、羽地地域の歴史・文化等の風土資産を活用した風土工学的見地から「名護のさくら」をイメージした色調を採用し、背後の山々と調和したものとなっています。

本橋を含む名護市道が一般供用されると、国道58号から県道18号線に通ずる東西の横断道路として機能することになり、「またきな大橋」が、羽地ダム周辺と一体となつた新しい観光地のシンボルとなることが多いに期待されます。



#### 日本港湾協会技術賞、企画賞を受賞

日本港湾協会第72回通常総会が5月24日那覇市民会館において、国会議員、運輸省港湾局長を始め総勢1,000余名の出席の下開催されました。

総会では、港湾行政一般報告、議案審議、港湾功労者等表彰式が行われ、当局関係では、開発建設部が技術賞、那覇港湾空港工事事務所及び大阪航空局那覇空港事務所が企画賞をそれぞれ受賞しました。技術賞については、亜熱帯圏におけるサンゴ礁と港湾との共生を図るため、10年余にわたり管内の港湾区域を対象としたブロック等人工構造物でのサンゴの生育状況に関する実態調査及びサンゴの初期着生を促進させるための表面加工実験等の様々な現地調査の実施結果を基に、サンゴの着生、生育と環境条件との関係を把握し、サンゴ礁の保全、創造、利用の観点から港湾施設の配置計画、施設設計及び施工技術を体系的に取りまとめ、サンゴ礁の保全、創造に関わる世界で初めての技術マニュアル(案)として取りまとめたことが評価されました。

また、企画賞については、新しい那覇空港ターミナルの整備に関して受賞しました。近年の航空需要の増加、本土線と離島線のターミナルが分離していくことによる利便性の低さ等諸問題を解決すべく、新しい那覇空港ターミナルが整備されました。整備に際して、沖縄の玄関口である那覇空港の利用を妨げることなく、狭い地域でのターミナル整備事業を円滑に実施するため様々な工夫をしたほか、限られた敷地内でのフィンガーフォード方式の採用、出発階と到着階に分離したダブルデッキ方式の道路の採用など利用者の利便性を最重視した施設の配置設計がなされました。さらに、沖縄独自の素材である琉球石灰岩、壺屋焼きの採用など沖縄らしい景観の整備にも十分な配慮を行いました。その結果、空港の利便性、安全性が飛躍的に高まり、さらに沖縄らしい景観が整備されたことから、観光立県沖縄の振興及びイメージアップに大きく貢献したことが評価されたものです。

### 運輸部

#### 「任意ISMコ - ド認証取得制度説明会」を開催

去る5月25日任意ISMコ - ド認証取得制度制定に向けた説明会を開催しました。

ISMコ - ド(船舶の安全航行及び汚染防止のための国際管理コード)は、近年の大型海難事故原因に占める人的要因の比率が高いことから、こうした事故を防止するため、船舶だけでなく陸上部門を含めた安全管理体制を構築し、維持していくことを義務付けたもので、国際航海に従事する旅客船等に強制化されています。

内航海運(国内航路)においても荷主側などから、船舶の安全性の確保及び海洋環境保護の目的のため安全管理体制を確立させることを内航海運事業者に要求しており、同等の認証を取得したいとの強い要望を受け、運輸省においても強制化されていない内航船舶について、任意によるISMコ - ド認証付与制度を設けることにしました。

説明会は同制度の制定に先立つて、認証取得の概要、安全管理体制の構築及び維持の方法、検査体制等について、管内内航海運事業者を対象に行いました。

